

質問回答書

令和 5年 6月 21日

件名

野洲市小規模保育事業設置及び運営事業者募集要項に係る
質問の回答について

野洲市健康福祉部こども課

TEL 077-587-6052(こども課直通)

E-Mail kodomo@city.yasu.lg.jp

番号	質問	回答
1	現在当法人は休眠届を出しています。採択された際に事業再開で大丈夫でしょうか？	現在、休眠(休業)中の法人であっても、応募申込みは可能です。 選定された場合には、令和6年4月1日に開所できるように手続きを進めていただくこととなります。
2	医療的ケア児を受け入れたいと思っておりますが看護師の採用が間に合わない場合は市の看護師を派遣して頂くことは可能でしょうか？	本市から看護師を派遣することは予定していません。
3	延長保育・一時保育事業(余裕型)を行いたいが、補助金額はいくらでしょうか？	様々な条件に応じて補助金額が定められていることから、一概にいくらとお答えすることができません。 野洲市私立認可保育所等運営補助金交付要綱、滋賀県地域子育て支援事業補助金交付要綱及び子ども・子育て支援交付金交付要綱をご確認ください。
4	野洲市が採択の際にもっとも重要視されていることは何ですか？	選考の際には、通所する児童の心身の健全な発達を図るにあたって、安定的・継続的な体制や施設整備が行える計画であるかを評価します。
5	野洲市の公立保育園を連携施設として記載したいのですが、様式7の連携施設に公立保育所と記載し様式6と連携施設代表者様サインのところは無記名で良いのでしょうか。	小規模保育事業開設における連携施設として、本市の公立保育園を想定されている場合は、様式6にその旨をご記載ください。 また本市の公立保育園において、連携施設に関する支援内容計画の事前相談や協議に応じることはできませんので、様式7の提出は不要です。